

2次保健医療圏域の設定について

1 経緯

国が平成24年3月に示した医療計画作成指針（以下「指針」という。）では、2次医療圏域の設定に当たり、一定の人口規模及び患者流入・流出割合に基づく設定の考え方について明示し、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合は、その設定の見直しについて検討することとされた。

2 2次医療圏域の設定の考え方

(1) 2次医療圏域の設定（医療法施行規則第30条の29第1項）

2次医療圏域の設定に当たっては、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として入院に係る医療を提供する体制確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定。

(2) 国の指針における見直しの考え方

入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（人口規模として20万人未満で、療養病床及び一般病床の流入患者割合20%未満かつ流出患者割合20%以上）設定の見直しについて検討。

3 本県の二次保健医療圏域について

(1) 2次保健医療圏域の設定状況

現行の2次保健医療圏域は、平成13年4月の計画改定時に、保健医療福祉に関する業務について県民局を単位として推進される体制となったことを契機に、県民局の管轄区域に合わせて設定。

(2) 2次医療圏域の現状

国は、平成20年度患者調査を用いた患者の流入割合、人口規模及び面積規模に関して分析を行った。それによれば、本県は1圏域（但馬）が指針において、設定の見直しについて検討を行うべきとされる基準（20万人未満かつ流出割合20%以上、流入20%未満）に該当している。（全国では、32道府県87圏域が該当）

圏域	人口(人)	面積(km ²)	流入患者割合(%)	流出患者割合(%)
神戸	1,544,849	552.26	15.1	15.1
阪神南	1,029,557	168.4	20.7	28.0
阪神北	726,429	480.84	33.7	36.0
東播磨	717,028	266.21	18.0	19.5
北播磨	282,885	895.56	29.9	18.9
中播磨	581,502	865.23	19.5	15.9
西播磨	270,452	1,567.27	24.2	26.4
但馬	178,395	2,133.50	6.6	26.4
丹波	110,166	870.89	21.7	33.0
淡路	141,715	595.97	6.9	17.7
出典				

(出典)

兵庫県統計課 兵庫県推計人口（平成23年11月1日現在）より

国土地理院「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」（平成22年10月1日現在）より

平成20年度患者調査「医政局指導課による特別集計」

病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者数の圏内への流入患者割合 - 圏外への流出患者割合

4 現行の圏域設定の考え方

(1) 医療提供体制の整備の現状

現在、各二次保健医療圏域において、災害医療拠点病院、感染症指定医療機関、がん診療連携拠点病院、認知症疾患医療センターなどを選定し体制整備を進めている。また、2次救急、小児救急、周産期医療の政策医療や脳卒中、心筋梗塞などの圏域については、事業・疾患ごとの分野に応じて柔軟な圏域設定を行っている。

(2) 入院患者の流れ(県医療需給調査)

平成23年10月の調査と、2年前の調査の入院患者の流れに大きな変動はなく、圏域を越えた大きな流動は、太子町を含めた揖龍地域から姫路市への流れのみである。(別紙)

療養種別	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路
23.10調査	83.6	73.0	64.9	80.3	79.6	83.1	70.9	75.2	63.4	85.4
21.10調査	83.8	73.0	65.4	79.0	79.4	83.1	73.5	75.6	62.8	83.4
差	0.2	0.0	0.5	1.3	0.2	0.0	2.6	0.4	0.6	2.0

5 圏域設定について

今回(平成25年4月)の改定においては、2次保健医療圏域を現行のままとする。

6 理由

今回、国の基準において見直しの対象となっている但馬圏域については、面積が10圏域の中で最大(県面積の4分の1)であり、広大な面積の中で少数の医療機関が散在している状況である。また、隣接する圏域も医療資源も少なく圏域統合のメリットが少ない。

また、本県において昨年10月に実施した医療需給調査によると、当該圏域における流出患者の多くは、隣接する府県域(鳥取県、京都府)への流出であり、圏域の見直しが当該圏域の解決策とはならない。

但馬圏域における入院患者流出状況(一般+療養)

圏域外への流出割合	24.8%
うち県外への流出割合	12.3%
(鳥取県)	7.2%
(京都府)	2.6%
(大阪府)	1.4%

以上の理由から、当該圏域については、現行の圏域で今後引き続き医療確保対策等に取り組む方がメリットが大きいと判断される。

(別紙)

一般・療養病床入院患者の流れ
(平成21年10月1日現在)

